

## 大阪市東淀川区と学校法人瓶井学園日本コンピュータ専門学校 との連携に関する協定書

大阪市東淀川区（以下「甲」という。）と学校法人瓶井学園日本コンピュータ専門学校（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙双方が互いの資源を活かした協働による活動を推進し、甲と乙との相互連携により、東淀川区の活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的とする。

### （連携事項等）

第2条 両者は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）地域活性化に関すること
- （2）防災、減災及び災害対応に関すること
- （3）区政情報や区の魅力の発信に関すること
- （4）その他本協定の目的達成のため必要な事項に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲と乙は適宜協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。ただし、甲乙の合意で決定した事項の実施が困難となった場合は、別途協議する。

### （協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### （有効期限）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年を経過した日の属する年度の末日までとする。ただし、期間が満了する1か月前までに甲又は乙が特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

### （その他）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通作成し、署名押印の上、各々1通を保有するものとする。

令和6年1月15日

甲 大阪市東淀川区豊新2丁目1番4号  
大阪市東淀川区長 西山 忠邦

乙 大阪市東淀川区豊新1丁目21番22号  
学校法人瓶井学園 日本コンピュータ専門学校

理事長 瓶井 剛